

# 岐阜県公報

第二千八百二十七号  
平成二十九年三月三日

(金曜日)

## 目次

### 告 示

医療扶助又は医療支援給付のための医療担当機関の指定	(地域福祉国保課)	一〇六
指定医療機関の廃止の届出	(同)	一〇六
介護扶助又は介護支援給付を担当させる居宅介護事業者等の指定	(同)	一〇六
指定介護機関の名称等の変更の届出	(同)	一〇七
指定介護機関の廃止の届出	(同)	一〇七
指定介護機関の休止の届出	(同)	一〇七
指定介護機関の名称等の変更の届出	(同)	一〇七
指定施設機関の名称等の変更の届出	(同)	一〇七
指定施設機関の廃止の届出	(同)	一〇七
道路の区域変更	(道路維持課)	一一一
道路の供用開始	(同)	一一三
河川区域指定告示添付平面図の変更	(河川課)	一一三
廃川敷地等の発生	(同)	一一三
特定非営利活動法人の設立認証申請	(環境生活政策課)	一一四
特定非営利活動法人の定款変更認証申請	(同)	一一四
指定自立支援医療機関の指定	(保健医療課)	一一四
指定自立支援医療機関の変更届出	(同)	一一五
平成二十九年技能検定(前期及び随時)の実施	(産業技術課)	一一六
県営土地改良事業計画の変更に関する市町村等協議に係る概要等	(農地整備課)	一一九

公共測量の実施  
 公共測量の終了  
 開発行為の工事の完了  
 落札者等に関する公示

(用地課) 一一九  
 (同) 一一九  
 (建築指導課) 一二〇  
 (水道企業課) 一二〇

告示

岐阜県告示第九十号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定により医療扶助又は医療支援給付のための医療を担当させる機関として次のものを指定したので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

平成二十九年三月三日

岐阜県知事 古田 肇

名称	所在地	指定年月日
アカシクリニック	可児郡御嵩町上恵土二二八五	平成二九・一・一
みのかも西クリニック	美濃加茂市西町五三三七	同
市之倉たまおき歯科	多治見市市之倉町八二六八	同
稲川耳鼻咽喉科	大垣市本町一四六	平成二九・一・三

岐阜県告示第九十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指定医療機関から当該指定に係る事業を廃止し

住宅介護事業者等の名称  
株式会社スズキ薬局  
岐阜県高山市上岡本町一八八

住宅介護事業者等の主たる事務所の所在地  
サービスの種類  
居宅介護事業所等の名称  
居宅療養管理指導  
スズキ薬局本店

指定年月日  
平成二八・一〇・一

た旨届出があったので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

平成二十九年三月三日

岐阜県知事 古田 肇

名称	所在地	廃止年月日
アカシクリニック	可児郡御嵩町上恵土二二八五	平成二八・一二・三一
みのかも西クリニック	美濃加茂市西町五三三七	同
稲川耳鼻咽喉科	大垣市本町一四六	平成二九・一・二

岐阜県告示第九十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定により介護扶助又は介護支援給付のための居宅介護等を担当させる機関として次の居宅介護事業者等を指定したので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

平成二十九年三月三日

岐阜県知事 古田 肇

指定年月日  
平成二八・一〇・一

株式会社スズキ薬局	岐阜県高山市上岡本町一八八	介護予防 居宅療養 管理指導	スズキ薬局 本店	岐阜県高山市上岡本町一八八	同
株式会社こころ	岐阜県岐阜市道三町二二二	居宅療養 管理指導	ミスホ調剤薬局	岐阜県瑞穂市古橋一〇七三二	平成二八・二二・一
株式会社こころ	岐阜県岐阜市道三町二二二	介護予防 居宅療養 管理指導	ミスホ調剤薬局	岐阜県瑞穂市古橋一〇七三二	平成二八・二二・一
たんぼば薬局株式会社	岐阜県岐阜市若宮町九丁目一六番地	居宅療養 管理指導	たんぼば薬局ほづみ駅前店	岐阜県瑞穂市別府字堤内三ノ町九九五番地	平成二九・二・一
たんぼば薬局株式会社	岐阜県岐阜市若宮町九丁目一六番地	介護予防 居宅療養 管理指導	たんぼば薬局ほづみ駅前店	岐阜県瑞穂市別府字堤内三ノ町九九五番地	平成二九・二・一

岐阜県告示第九十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指定介護機関からその名称等を変更した旨届出があつたので、同法第五十五条の三及び中

国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。  
平成二十九年三月三日  
岐阜県知事 古 田 肇

居宅介護事業者等の名称	居宅介護事業者等の主たる事務所の所在地	サービスの種類	居宅介護事業所等の名称	居宅介護事業所等の所在地	変更年月日
新 揖斐川町長 富田 和 弘	岐阜県揖斐郡揖斐川町三輪一三三	訪問看護	坂内国民健康保険診療所	岐阜県揖斐郡揖斐川町広瀬三一二番地	平成二八・一一・二二
旧 揖斐川町長 宗宮 孝 生	岐阜県揖斐郡揖斐川町三輪一三三	訪問リハビリテーション	坂内国民健康保険診療所	岐阜県揖斐郡揖斐川町広瀬三一二番地	同
新 揖斐川町長 富田 和 弘	岐阜県揖斐郡揖斐川町三輪一三三	居宅療養 管理指導	坂内国民健康保険診療所	岐阜県揖斐郡揖斐川町広瀬三一二番地	同
旧 揖斐川町長 宗宮 孝 生	岐阜県揖斐郡揖斐川町三輪一三三	居宅療養 管理指導	坂内国民健康保険診療所	岐阜県揖斐郡揖斐川町広瀬三一二番地	同

旧 揖斐川町長 宗宮 孝	新 弘 揖斐川町長 富田 和	旧 生 揖斐川町長 宗宮 孝	新 弘 揖斐川町長 富田 和	旧 生 揖斐川町長 宗宮 孝	新 弘 揖斐川町長 富田 和	旧 生 揖斐川町長 宗宮 孝	新 弘 揖斐川町長 富田 和	旧 生 揖斐川町長 宗宮 孝	新 弘 揖斐川町長 富田 和	旧 生 揖斐川町長 宗宮 孝	新 弘 揖斐川町長 富田 和	旧 生 揖斐川町長 宗宮 孝	新 弘 揖斐川町長 富田 和	旧 生 揖斐川町長 宗宮 孝	新 弘 揖斐川町長 富田 和	旧 生 揖斐川町長 宗宮 孝	新 弘 揖斐川町長 富田 和
岐阜県揖斐郡揖斐川町 三輪一三三	岐阜県揖斐郡揖斐川町 三輪一三三	岐阜県揖斐郡揖斐川町 三輪一三三	岐阜県揖斐郡揖斐川町 三輪一三三	岐阜県揖斐郡揖斐川町 三輪一三三	岐阜県揖斐郡揖斐川町 三輪一三三	岐阜県揖斐郡揖斐川町 三輪一三三	岐阜県揖斐郡揖斐川町 三輪一三三	岐阜県揖斐郡揖斐川町 三輪一三三	岐阜県揖斐郡揖斐川町 三輪一三三	岐阜県揖斐郡揖斐川町 三輪一三三	岐阜県揖斐郡揖斐川町 三輪一三三	岐阜県揖斐郡揖斐川町 三輪一三三	岐阜県揖斐郡揖斐川町 三輪一三三	岐阜県揖斐郡揖斐川町 三輪一三三	岐阜県揖斐郡揖斐川町 三輪一三三	岐阜県揖斐郡揖斐川町 三輪一三三	岐阜県揖斐郡揖斐川町 三輪一三三
訪問看護	訪問看護	介護予防 短期入所 療養介護	介護予防 短期入所 療養介護	介護予防 短期入所 療養介護	介護予防 短期入所 療養介護	介護老人 保健施設											
揖斐川町久瀬診療所	郷老人保健施設山びこの																
岐阜県揖斐郡揖斐川町 東津汲九七四	岐阜県揖斐郡揖斐川町 東津汲八七七																
平成二八・一一・二二	同	同	同	同	同	同	同	同	同	平成二八・一一・二二	同	同	同	同	同	同	同



株式会社ユニマツトニテ  
イアメント・コミュニティ  
新 東京都港区北青山  
二丁目七番一三  
号  
旧 東京都港区南青山  
二丁目二番一四  
号  
ユニマツト青山  
ビル

介護予防  
通所介護

土岐ケアセンターそよ風

岐阜県土岐市肥田浅野  
元町二一六

同

株式会社ユニマツトニテ  
イアメント・コミュニティ  
新 東京都港区北青山  
二丁目七番一三  
号  
旧 東京都港区南青山  
二丁目二番一四  
号  
ユニマツト青山  
ビル

介護予防  
短期入所  
生活介護

土岐ケアセンターそよ風

岐阜県土岐市肥田浅野  
元町二一六

同

岐阜県告示第九十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指

平成二十九年三月三日

岐阜県知事 古 田 肇

居宅介護事業者等の名称

居宅介護事業者等の主たる事務所の所在地

サービスの種類

居宅介護事業所等の名称

居宅介護事業所等の所在地

廃止年月日

株式会社スズキ薬局

岐阜県高山市岡本町一八八

居宅療養管理指導

スズキ薬局

岐阜県高山市岡本町一八八

平成二一・二・二四

岐阜県告示第九十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指

平成二十九年三月三日

岐阜県知事 古 田 肇

居宅介護事業者等の名称

居宅介護事業者等の主たる事務所の所在地

サービスの種類

居宅介護事業所等の名称

居宅介護事業所等の所在地

休止年月日

一般財団法人 録三会	岐阜県美濃加茂市下米 田町小山七九一	訪問介護	訪問介護ステーション ウィ	岐阜県美濃加茂市下米 田町小山七九一	平成二九・二・二八
一般財団法人 録三会	岐阜県美濃加茂市下米 田町小山七九一	介護予防 訪問介護	訪問介護ステーション ウィ	岐阜県美濃加茂市下米 田町小山七九一	同
一般財団法人 録三会	岐阜県美濃加茂市下米 田町小山七九一	訪問型サ ービス (独自)	訪問介護ステーション ウィ	岐阜県美濃加茂市下米 田町小山七九一	同

岐阜県告示第九十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条第二項において準用する同法第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指定施設機関からその名称・所在地を変更した旨届出があつたので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

平成二十九年三月三日

岐阜県知事 古 田 肇

氏名	新 田 邊 響子	氏名	新 田 邊 響子
施設所の名称	イトシン鍼灸治療院	施設所の名称	イトシン鍼灸治療院
施設所の所在地又は施術者の住所	可児市虹ヶ丘五 八二	施設所の所在地又は施術者の住所	可児市虹ヶ丘五 八二
年月日	平成二九・六・二九	年月日	平成二九・六・二九
氏名	梅 原 知 也	氏名	梅 原 知 也
施設所の名称	新 うめはら鍼灸院	施設所の名称	新 うめはら鍼灸院
施設所の所在地又は施術者の住所	新 本巣市宗慶一五七 二二	施設所の所在地又は施術者の住所	新 本巣市宗慶一五七 二二
年月日	平成二九・六・二九	年月日	平成二九・六・二九
氏名	山 口 専 太 郎	氏名	山 口 専 太 郎
施設所の名称	各務原接骨院	施設所の名称	各務原接骨院
施設所の所在地又は施術者の住所	新 各務原市那加雄飛ヶ丘一八 八	施設所の所在地又は施術者の住所	新 各務原市那加雄飛ヶ丘一八 八
年月日	平成二九・三・一	年月日	平成二九・三・一

橋 本 光 隆	新 橋本治療院	中津川市中津川一〇五七 七	平成二九・三・一
旧 すこやか真和はり灸治療院	旧 愛知県名古屋市中村区日吉町二九 千成ソシニール日吉七〇二		

岐阜県告示第九十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条第二項において準用する同法第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指定施設機関から当該指定に係る事業を廃止した旨届出があつたので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

平成二十九年三月三日

岐阜県知事 古 田 肇

氏名	大 田 中 一 夫	氏名	大 田 中 一 夫
施設所の名称	らいふマッサージ治療院 春日井店	施設所の名称	らいふマッサージ治療院 春日井店
施設所の所在地又は施術者の住所	多治見市明和町四 五 二七	施設所の所在地又は施術者の住所	多治見市明和町四 五 二七
年月日	平成二九・三・一	年月日	平成二九・三・一

岐阜県告示第九十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十九年三月三日から二週間岐阜県土木整備部道路維持

課及び岐阜県多治見土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月三日

岐阜県知事 古田 肇

県道		足土助岐線		同 市妻木町字北戸森一 九番三地从先まで		同 市妻木町字掛花一九 七四番一地从先から		同 市同 町字塚本二〇 一九番一地从先まで		同 市同 町字砂取三〇 五番一地从先まで		道の種類	路線名	区間	区域 変更 前後	敷地の幅 員 メイト	延長 メイト	備考
後	前	後	前	後	前	後	前	後	前	後	前	別後	路	同 市妻木町字北戸森一 九番三地从先まで	別後	八・四 七・六	五・二	
一〇・六	五・四	一六・〇	一六・〇	一六・〇	一六・〇	一六・〇	一六・〇	一六・〇	一六・〇	一六・〇	一六・〇	ル	助岐線	同 市妻木町字掛花一九 七四番一地从先から	別前	一五・七	五・二	
三・三	一四・〇	三・五	五・四	三・五	五・四	三・五	五・四	三・五	五・四	三・五	五・四	ル		同 市同 町字塚本二〇 一九番一地从先まで	別前	一五・七	五・二	
四・一	四・一	五・四	五・四	五・四	五・四	五・四	五・四	五・四	五・四	五・四	五・四	ル		同 市同 町字砂取三〇 五番一地从先まで	別後	五・二	五・二	

岐阜県告示第九十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十九年三月三日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県下呂土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月三日

岐阜県知事 古田 肇

道の種類	路線名	区間	区域 変更 前後	敷地の幅 員 メイト	延長 メイト	備考	
道の種類	御岳山線	下呂市小坂町落合字唐谷 二二七六番一地从先地内	別後	三・二 四・〇	二・六 一・六	二・六 一・六	
道の種類	御岳山線	下呂市小坂町落合字唐谷 二二七六番一地从先地内	別前	三・二 四・〇	二・六 一・六	二・六 一・六	
道の種類	御岳山線	下呂市小坂町落合字唐谷 二二七六番一地从先地内	別後	三・二 四・〇	二・六 一・六	二・六 一・六	

岐阜県告示第百号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十九年三月三日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県下呂土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月三日

岐阜県知事 古田 肇

道の種類	路線名	区間	区域 変更 前後	敷地の幅 員 メイト	延長 メイト	備考	
道の種類	御岳山線	下呂市小坂町落合字唐谷 二二七六番一地从先地内	別後	一四・四 一四・四	九・四	九・四	
道の種類	御岳山線	下呂市小坂町落合字唐谷 二二七六番一地从先地内	別前	一四・四 一四・四	九・四	九・四	
道の種類	御岳山線	下呂市小坂町落合字唐谷 二二七六番一地从先地内	別後	一四・四 一四・四	九・四	九・四	

岐阜県告示第百一十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十九年三月三日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県可茂土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月三日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	区域 変更 前後 別	敷地の幅 員 （メートル）	延 長 （メートル）	備 考
県道	恵那川線 東白川	加茂郡白川町黒川字榎木 六〇四〇番一地区地内	前	五・二 一・六〇	三・七〇	
			後	一七・八 二・五〇	三・七〇	

岐阜県告示第百一十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十九年三月三日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県下呂土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月三日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	延長 （メートル）	供用開始 の 期 日	備考 （区域又は 決定又は 変更の告示 年月日）

県道 御岳山線  
朝日線  
下呂市小坂町落合字唐谷三三  
七六番一地区地内

七〇・四

平成  
二九・三・三

平成  
二九・三・三

岐阜県告示第百三十三号

河川区域の指定に関する告示（昭和五十一年岐阜県告示第百二十三号）別表中木曾川水系長良川に係る河川区域指定告示添付平面図第二十三号図を変更するので、河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第六条第四項の規定により告示する。

なお、変更後の図面は、岐阜県土木整備部河川課及び岐阜県郡上土木事務所に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月三日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県告示第百四十四号

河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）第四十九条の規定により、次のとおり告示する。

なお、その関係書類は、岐阜県土木整備部河川課及び岐阜県郡上土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十九年三月三日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 河川の名称  
木曾川水系長良川
- 二 廃川敷地等が生じた年月日  
平成二十九年三月三日
- 三 廃川敷地等の位置  
郡上市美並町大原字ウカイバ一三九番六から  
同 市同 町同 字同 一四〇番二一まで

四 廃川敷地等の種類及び数量  
土地 三一・六九平方メートル

五 河川法施行法（昭和三十九年法律第六十八号）第十八条の規定により、なお効力を有するものとされる河川法（明治二十九年法律第七十一号）第四十四条ただし書の規定によりこの廃川敷地等の下付を受けようとする者は、この告示の日から三月以内に岐阜県知事に下付の申請をしなければならない。

公 示

特定非営利活動法人の設立認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人の設立認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十九年三月三日

岐阜県知事 古 田 肇

一 申請のあった年月日 平成二十九年二月六日

二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人こどもトリニティネット

三代 表 者 の 氏 名 桐部 遥奈

四 主たる事務所の所在地 岐阜県岐阜市雄総桜町三丁目八二番地

五 定款に記載された目的 この法人は、すべての子育て世代に対して、情報や相談の共有を含めた交流の機会、知識の流布・向上などの

子育て支援に関する事業を行い、親・子ども・地域社会が三位一体となった「育児のしやすい・育児がしなくなる」まちづくりを寄与することを目的とする。

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があったので、同条第五項で準用する第十条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十九年三月三日

岐阜県知事 古 田 肇

一 申請のあった年月日 平成二十九年二月三日

二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人ピープル・オブ・オール

三代 表 者 の 氏 名 白木 徹

四 主たる事務所の所在地 愛知県名古屋市中区丸の内二丁目一八番三二号

五 定款に記載された目的 この法人は、発展途上にある諸国に進出した日系企業の経済活動及び日常生活の体験を基に、そこで培われた

経験及び精神を生かし日本の地域社会活動ならびに発展途上にある諸国への国際協力活動等に還元し、また、海外研修生、技能実習生の雇用機会の拡充と生活環境・慣習の違いの相互理解及び生活支援を図る事、また発展途上にある諸国に進出する中小企業の現地での健全な発展を支援し、日本と発展途上にある諸国との国際協力の推進や友好親善に貢献することを目的とする。

指定自立支援医療機関の指定

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二十三号）第五十四条第二項に規定する指定自立支援医療機関の指定をしたので、同法第六十九条の規定により公示する。

平成二十九年三月三日

岐阜県知事 古 田 肇

精神通院医療に係るもの

（訪問看護事業者等）

名 称	所 在 地	自立支援医療の種類	指 定 日
ナースコールセンター 響色	岐阜市古市場八九三	精神通院	平成 二六・三・一

指定自立支援医療機関の変更届出  
 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第六十四条の規定により次の指定自立支援医療機関から変更の届出があったので、同法第六十九条の規定により公示する。

平成二十九年三月三日

岐阜県知事 古 田 肇

精神通院医療に係るもの  
(薬局)

名 称	所 在 地	自立支援医療の種類	変更年月日
V.drug 長良薬局	岐阜市長良東二一六二	精神通院	平成 元・三・一
V.drug 可児薬局	可児市土田一三五六一三三	同	同
V.drug 多治見錦薬局	多治見市錦町一丁目二一	同	同
V.drug かたびら南薬局	可児市帷子新町二丁目一八	同	同
V.drug 美濃インター薬局	美濃市中央十丁目一五二番地	同	同
V.drug 西部北薬局	岐阜市西部中島一丁目一	同	同
V.drug 可児瀬田薬局	可児市瀬田字神田八四七番一	同	同
V.drug 宇佐南薬局	岐阜市宇佐南二丁目九一九	同	同
V.drug 中津茄子川薬局	中津川市茄子川字中畑一五一	同	同
V.drug 恵那東野薬局	恵那市東野字浜井場二〇一七	同	同
V.drug 関みなみ薬局	関市神明町三丁目六一七	同	同
V.drug きふ東調剤薬局	岐阜市野一色四一五一八	同	同

V.drug ぎふ西調剤薬局	岐阜市鹿島町七三四	同	同
V.drug 恵那薬局	恵那市長島町中野一丁目二番地三	同	同
V.drug ター薬局 多治見イン	多治見市若松町二一四八	同	同
V.drug 広見薬局	可児市広見字中反田一九九九	同	同
V.drug 正木薬局	岐阜市正木北町六一三三	同	同
V.drug 多治見中央薬局	多治見市前畑町三丁目四五	同	同
V.drug 高山中央薬局	高山市昭和町三一四四五	同	同
V.drug 南土岐薬局	土岐市妻木町大沼一六五〇二	同	同
V.drug 関中央薬局	関市緑町二一一一〇	同	同
V.drug 多治見旭ヶ丘薬局	多治見市小名田町西ヶ洞一三二五	同	同
V.drug 領下中央薬局	岐阜市領下六一二六一	同	同
V.drug 大垣中央薬局	大垣市林町七丁目字藪下六六四	同	同
V.drug かたびら薬局	可児市帷子新町二一八一	同	同
V.drug 高山南薬局	高山市石浦町二一八八	同	同
V.drug 中濃厚生病院前薬局	関市西本郷一三一一	同	同
V.drug 萩原中央薬局	下呂市萩原町花池字川原一七七	同	同
V.drug 八百津薬局	加茂郡八百津町和知一〇三二	同	同
V.drug 本荘薬局	岐阜市鹿島町五一六	同	同
V.drug 三田洞薬局	岐阜市三田洞八八九	同	同
V.drug 則武中央薬局	岐阜市則武東二丁目一五番二二号	同	同
V.drug 高山西薬局	高山市岡本町二丁目四五二	同	同
V.drug 北一色薬局	岐阜市北一色六丁目二〇二二六	同	同

V.drug	神岡薬局	飛騨市神岡町東町五二七番地一	同	同
V.drug	各務原中央薬局	各務原市蘇原新栄町一丁目一番	同	同
V.drug	前畑薬局	多治見市前畑町四丁目一一一番	同	同
V.drug	今嶺薬局	岐阜市今嶺一丁目二八番一五号	同	同

平成二十九年技能検定（前期及び随時）の実施

職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第四十六条第二項の規定により平成二十九年技能検定（前期及び随時）を次のとおり実施しますので、職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）第六十六条第三項の規定により公示します。

平成二十九年三月三日

岐阜県知事 古田 肇

一 実施等級等

技能検定は、一級、二級、三級、単一等級、基礎一級及び基礎二級に区分し、実技試験及び学科試験によって行います。

二 前期に実施する等級区分及び検定職種（作業）

1 一級及び二級

園芸装飾（室内園芸装飾作業）、造園（造園工事作業）、鑄造（鑄鉄鑄物鑄造作業）、金属熱処理（一般熱処理作業、浸炭・浸炭窒化・窒化処理作業及び高周波・炎熱処理作業）、機械加工（普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業、数値制御フライス盤作業、平面研削盤作業、円筒研削盤作業、心無し研削盤作業、ホブ盤作業、マシニングセンター作業及び精密器具製作作業）、放電加工（数値制御彫形彫り放電加工作業及びワイヤ放電加工作業）、建築板金（内外装板金作業）、金属プレス加工（金属プレス作業）、仕上げ（治工具仕上げ作業、金型仕上げ作業及び機械組立仕上げ作業）、切削工具研削（工作機械用切削工具研削作業）、ダイカスト（コールドチャンバダイカスト作業）、産業車両整備（産業車両整備作業）、電子機器組立て（電子機器組立て作業）、建設機械整備（建設機械整備作業）、家具製作（家具手

加工作業及びいす張り作業）、建具製作（木製建具手加工作業）、印刷（オフセット印刷作業）、強化プラスチック成形（手積み積層成形作業）、プラスチック成形（射出成形作業）、石材施工（石張り作業）、とび（とび作業）、左官（左官作業）、ブロック建築（コンクリートブロック工事作業）、タイル張り（タイル張り作業）、畳製作（畳製作作業）、防水施工（ウレタンゴム系塗膜防水工事作業及びシーリング防水工事作業）、内装仕上げ施工（プラスチック系床仕上げ工事作業、木質系床仕上げ工事作業、鋼製下地工事作業及びボード仕上げ工事作業）、サッシ施工（ビル用サッシ施工作業）、表装（表具作業及び壁装作業）、塗装（建築塗装作業、金属塗装作業及び噴霧塗装作業）、広告美術仕上げ（広告面粘着シート仕上げ作業）、フラワー装飾（フラワー装飾作業）及び写真（肖像写真デジタル作業）

2 三級

園芸装飾（室内園芸装飾作業）、造園（造園工事作業）、鑄造（鑄鉄鑄物鑄造作業）、金属熱処理（一般熱処理作業、浸炭・浸炭窒化・窒化処理作業及び高周波・炎熱処理作業）、機械加工（普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業、平面研削盤作業及びマシニングセンター作業）、仕上げ（機械組立仕上げ作業）、電子機器組立て（電子機器組立て作業）、建築大工（大工工事作業）、とび（とび作業）、左官（左官作業）、ブロック建築（コンクリートブロック工事作業）、化学分析（化学分析作業）、塗装（金属塗装作業）、広告美術仕上げ（広告面粘着シート仕上げ作業）及びフラワー装飾（フラワー装飾作業）

3 単一等級

塗料調色（調色作業）及び路面標示施工（溶融ペイントハンドメーカー工事作業）及び加熱ペイントマシナーカー工事作業）

三 随時実施する等級区分及び検定職種（作業）

随時三級、基礎一級及び基礎二級

鑄造（鑄鉄鑄物鑄造作業及び非鉄金属鑄物鑄造作業）、鍛造（ハンマ型鍛造作業及びプレス型鍛造作業）、機械加工（普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業及びマシニングセンター作業）、金属プレス加工（金属プレス作業）、鉄工（構造物鉄工作業）、工場板金（機械板金作業）、めっき（電気めっき作業及び溶融亜鉛めっき作業）、アルミニウム陽極酸化処理（陽極酸化処理作業）、仕上げ（治工具仕上げ作業、金型仕上げ作業及び機械組立仕上げ作業）、機械検査（機械検査作業）、ダイカスト（ホットチャンバダイカスト作業及びコールドチャンバダイカスト作業）、

電子機器組立て（電子機器組立て作業）、電気機器組立て（回転電機組立て作業、変圧器組立て作業、配電盤・制御盤組立て作業、開閉制御器具組立て作業及び回転電機巻線製作作業）、プリント配線板製造（プリント配線板設計作業及びプリント配線板製造作業）、冷凍空気調和機器施工（冷凍空気調和機器施工作業）、染色（糸浸染作業及び織物・ニット浸染作業）、ニット製品製造（丸編みニット製造作業及び靴下製造作業）、婦人子供服製造（婦人子供既製服縫製作業）、紳士服製造（紳士既製服製造作業）、寝具製作（寝具製作作業）、帆布製品製造（帆布製品製造作業）、布はく縫製（ワイシャツ製造作業）、家具製作（家具手加工作業）、建具製作（木製建具手加工作業）、紙器・段ボール箱製造（印刷箱打抜き作業、印刷箱製箱作業、貼箱製造作業及び段ボール箱製造作業）、印刷（オフセット印刷作業）、製本（製本作業）、プラスチック成形（圧縮成形作業、射出成形作業、インフレーション成形作業及びブロー成形作業）、強化プラスチック成形（手積み積層成形作業）、石材施工（石材加工作業及び石張り作業）、パン製造（パン製造作業）、ハム・ソーセージ・ベーコン製造（ハム・ソーセージ・ベーコン製造作業）、水産練り製品製造（かまぼこ製品製造作業）、建築大工（大工工事作業）、かわらぶき（かわらぶき作業）、とび（とび作業）、左官（左官作業）、タイル張り（タイル張り作業）、配管（建築配管作業）、型枠施工（型枠工事作業）、鉄筋施工（鉄筋組立て作業）、防水施工（シーリング防水工事作業）、コンクリート圧送施工（コンクリート圧送工事作業）、内装仕上げ施工（プラスチック系床仕上げ工事作業、カーペット系床仕上げ工事作業、鋼製下地工事作業、カーテン工事作業及びボード仕上げ工事作業）、サッシ施工（ビル用サッシ施工作業）、表装（壁装作業）、塗装（建築塗装作業、金属塗装作業、鋼橋塗装作業及び噴霧塗装作業）及び工業包装（工業包装作業）

四 技能検定試験手数料  
 1 実技試験 岐阜県企画経済関係手数料徴収条例（平成二十一年岐阜県条例第十七号）で定める額とします。

2 学科試験 三千円

五 実施期日  
 1 前期  
 (一) 実技試験

平成二十九年六月五日（月）から同年九月十日（日）までの間において、別途岐阜県職業能力開発協会が指定する日に行います。

(二) 学科試験

(1) 平成二十九年七月十六日（日）に実施する検定職種  
 三級

園芸装飾、機械加工、電子機器組立て、とび、左官、ブロック建築、化学分析、広告美術仕上げ、造園、鋳造、仕上げ、建築大工、塗装及びフラワー装飾  
 (2) 平成二十九年八月二十日（日）に実施する検定職種  
 ア 一級、二級及び三級  
 金属熱処理

イ 一級及び二級

造園、金属プレス加工、サッシ施工、塗装、産業車両整備、プラスチック成形、とび及び防水施工  
 (3) 平成二十九年八月二十七日（日）に実施する検定職種  
 一級及び二級

機械加工、ダイカスト、建設機械整備、内装仕上げ施工、電子機器組立て、家具製作、建具製作、印刷、左官、畳製作及び広告美術仕上げ  
 (4) 平成二十九年八月三十日（水）に実施する検定職種  
 一級及び二級

(5) 平成二十九年九月三日（日）に実施する検定職種  
 写真

ア 一級及び二級

園芸装飾、鋳造、放電加工、仕上げ、石材施工、タイル張り、表装、建築板金、切削工具研削、強化プラスチック成形、ブロック建築及びフラワー装飾

イ 単一等級

路面標示施工及び塗料調色

2 随時

実技試験及び学科試験は、平成二十九年四月一日（土）から平成三十年三月三十一日（土）までの間において、別途岐阜県職業能力開発協会が指定する日に行います。

六 実施場所

実技試験及び学科試験の実施場所は、別途岐阜県職業能力開発協会から受検申請者

に通知します。

#### 七 問題の公表

実技試験問題は、あらかじめ岐阜県職業能力開発協会において公表するとともに受験申請者宛て送付します。ただし、一部の検定職種については、問題の全部又は一部を公表しません。

前期試験の問題の公表は、平成二十九年五月二十九日(月)から行います。

#### 八 受検申請の手続

##### 1 提出書類等

###### (一) 前期

(1) 県が指定する技能検定受検申請書

(2) 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面の写し

(3) 四に定める手数料

(4) 実技試験を在校生として受検する場合は、在校生であることを証明する書類

###### (二) 随時

(1) 県が指定する技能検定受検申請書

(2) 四に定める手数料

##### 2 提出先

〒五〇九 〇一〇九 各務原市テクノプラザ二丁目一八番地 岐阜県人材開発支援センター内 岐阜県職業能力開発協会(電話〇五八 三三二 三六七八)

##### 3 受付期間

###### (一) 前期

平成二十九年四月三日(月)から同月十四日(金)まで。ただし、土曜日及び日曜日は除きます。

###### (二) 随時

原則として、技能検定試験の実施期日の三十日前まで

##### 4 受検申請に関する注意

(一) 技能検定は、働く方々の職業能力を評価する試験であり、受検には原則として一定の実務経験が必要となります。

(二) 提出書類等を郵送する場合は、書留郵便とし、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書してください。また、試験の免除を受けようとするときは、そ

の資格を証する書面(写しても可)を同封してください。

なお、郵送による申請書は、受付期間内の消印のあるものに限り、受け付けます。

(三) 実技試験及び学科試験の両方の免除を受ける資格がある者は、二に掲げる検定職種以外の職種についても受検申請ができます。

(四) 実技試験の手数料及び学科試験の手数料を申請書に添えて納付してください。なお、郵送による手数料の納付は、受付期間内の消印があるものに限り、受け付けます。

(五) 実技試験又は学科試験が免除される場合は、当該試験に係る手数料を納付する必要はありません。

(六) 受検申請を受け付けた後は、申請を取り消した場合又は試験を受けなかった場合でも手数料は返還しません。

九 合格の発表等

##### 1 前期

###### (一) 技能検定合格者の発表

技能検定合格者の受検番号は、平成二十九年七月十六日(日)に学科試験を実施する検定職種に関しては同年八月二十五日(金)、その他の検定職種に関しては同年九月二十九日(金)に岐阜県商工労働部労働雇用課前に掲示されます。

###### (二) 実技試験又は学科試験の合格通知

実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者については、岐阜県職業能力開発協会から、平成二十九年七月十六日(日)に学科試験を実施する検定職種に関しては同年八月二十五日(金)付けの書面で、その他の検定職種に関しては同年九月二十九日(金)付けの書面で通知されます。

###### (三) 技能検定合格証書の交付

一級及び単一等級の技能検定の合格者には厚生労働大臣名の、二級及び三級の技能検定の合格者には知事名の合格証書が交付されます。

このほか、厚生労働大臣から、技能検定の合格者に対し、技能士章が交付されます。

##### 2 随時

###### (一) 実技試験又は学科試験の合格通知

実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者については、岐阜県職業能力開

発協会が書面で通知します。

(二) 技能検定合格証書の交付

三級、基礎一級及び基礎二級の技能検定の合格者には、知事名の合格証書が交付されます。

十 試験結果の提供

1 提供する試験結果

学科試験及び実技試験（計画立案等作業試験及び判断等試験）の得点

2 提供期間

合格発表の日から一月間

3 提供する場所

個人情報総合窓口（岐阜県庁二階。電話〇五八 二七二 一一一 内線三二九六）

4 提供を受けるために必要な書類等

(一) 受検票

(二) 運転免許証、旅券、健康保険の被保険者証その他受検者本人であることを確認できる書類のうちいずれか一つ

十一 その他

技能検定について不明な点は、岐阜県商工労働部産業技術課（電話〇五八 二七二 一一一 内線三三三三）又は岐阜県職業能力開発協会（電話〇五八 三三三 三六七八）までお問い合わせください。

なお、平成二十九年四月一日以降は、岐阜県商工労働部労働雇用課（電話〇五八 二七二 一一一 内線三三三三）又は岐阜県職業能力開発協会（電話〇五八 三三三 二 三六七八）までお問い合わせください。

県営土地改良事業計画の変更に関する市町村等協議に係る概要等

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第四項の規定により次の県営土地改良事業の変更についてその概要等を中津川市長と協議したいので、同条第六項において読み替えて準用する同法第八十七条の二第八項の規定により公示し、事業計画の変更についてその概要等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十九年三月三日

岐阜県知事 古 田 肇

施行に係る地区名	縦 覧 場 所	縦 覧 期 間
八 布 施 地 区	中 津 川 市 役 所	平 成 二 九 〇 三 〇 三 三

公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により国土交通省中部地方整備局岐阜国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十九年三月三日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

国土交通省中部地方整備局岐阜国道事務所

二 作業種類

公共測量（数値地形図作成）

三 作業期間

平成二十九年二月二十二日から  
同 年五月三十一日まで

四 作業地域

美濃加茂市、各務原市及び加茂郡坂祝町

公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により国土交通省北陸地方整備局松本砂防事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十九年三月三日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 作業機関  
国土交通省北陸地方整備局松本砂防事務所
- 二 作業種類  
公共測量(乗鞍岳航空レーザ計測業務)
- 三 作業期間  
平成二十八年八月三十日から  
平成二十九年一月三十一日まで
- 四 作業地域  
高山市

公共測量の終了

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により国土交通省北陸地方整備局神通川水系砂防事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十九年三月三日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 作業機関  
国土交通省北陸地方整備局神通川水系砂防事務所
- 二 作業種類  
公共測量(航空レーザ測量)
- 三 作業期間  
平成二十八年十月二十日から  
平成二十九年一月二十七日まで
- 四 作業地域  
高山市及び大野郡白川村

開発行為の工事の完了

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により公示する。

平成二十九年三月三日

岐阜県知事 古田 肇

開発許可(変更許可)番号及び年月日 岐阜県指令岐西建築第四六号の五 平成二八・七・二二	開発区域又は工区に含まれる地域の名称 瑞穂市本田字南縄ノ尻二三〇〇番八及び一三〇一番一	公共施設の種類 道路	公共施設の位置及び区域 開発登録簿による	開発許可を受けた者の住所及び氏名 瑞穂市田之上二四〇番地の三 有限会社サンホーム 取締役 堀 孝 信
同岐西建築第四六号の八 同二八・一〇・二二	瑞穂市稲里字二ノ町二八八番一、二八九番一、二八九番三の一部及び二九〇番四	同	同	羽島郡岐南町上印食八丁目八二番地 大丸開発株式会社 代表取締役 臼 井 泉

落札者等に関する公示

岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成七年岐阜県規則第

百二十号)第十一条の規定により、次のとおり落札者等について公示する。  
平成二十九年三月三日

岐阜県知事 古田 肇

- 1 購入物品の名称及び数量 岐阜県東部広域水道事務所中津川浄水場、山之上浄水場及び川合浄水場で使用する電気(予定数量) 8,168,500kWh
- 2 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 3 入札公告を行った日 平成28年10月7日
- 4 落札者を決定した日 平成28年12月21日
- 5 落札者の住所及び氏名 愛知県名古屋市中東区東新町1番地  
中部電力株式会社  
代表取締役社長 社長執行役員 勝野 哲
- 6 落札金額 148,404,723円
- 7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
(1) 部局の名称 岐阜県東部広域水道事務所総務課管理調整係  
(2) 所 在 地 瑞浪市釜戸町2190番地12

平成二十九年三月三日発行

発行者  
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一  
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三  
岐阜文芸社